

平成30年11月12日

平成30年千葉市教育委員会会議第11回定例会

千葉市教育委員会

千葉市教育委員会会議第11回定例会議事日程

平成30年11月12日(月)
午後2時開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会期の決定
- 4 会議録の承認
- 5 議事日程の決定
- 6 非公開審議の決定
- 7 報告事項
 - (1) 平成31年度公立学校教員採用候補者選考(二次)受験状況について 1
[教育職員課]
 - (2) 平成30年度千葉市中学校音楽発表会について 3
[教育指導課]
 - (3) 平成30年度前期ライトポート・グループ活動諸行事について 5
[教育センター]
 - (4) 長柄ハッピーキャンプについて 7
[養護教育センター]
 - (5) 千葉市科学フェスタ2018の開催について 9
[生涯学習振興課]
 - (6) 公民館における使用制限の一部緩和に関する千葉市社会教育委員会議の答申について 11
[生涯学習振興課]
- 8 議決事項
 - 議案第45号 平成30年度末及び平成31年度公立学校教職員人事異動方針について 23
[教育職員課]
 - 議案第46号 平成30年度補正予算について 27
[総務課・学校施設課・保健体育課]
 - 議案第47号 千葉市職員の給与に関する条例の一部改正について 33
[教育職員課]

9 臨時代理報告

報告第8号 教職員の処分について【別添】

[教育職員課]

10 その他

11 閉会

報告事項(1)

平成31年度公立学校教員採用候補者選考(二次)受験状況について

教育総務部教育職員課

校種・教科等		募集人員(名)	志願者数(名)	1次選考合格者数	2次選考合格者数	倍率(倍)	昨年度	
小学校		約710	2,137	1,468	854	2.5	2.8	
中学校	技術	約720	16	12	8	2.0	1.4	
	国語		390	247	125	3.1	4.1	
	社会		632	200	84	7.5	7.3	
	数学		533	250	104	5.1	5.7	
	理科		363	228	97	3.7	3.8	
	音楽		137	50	25	5.5	5.4	
	美術		47	32	18	2.6	3.0	
	保健体育		875	189	80	10.9	11.0	
	家庭		90	48	33	2.7	2.9	
	英語		346	219	126	2.7	3.4	
	一般選考		37	23	14	2.6	4.3	
	特例							
小計		約720	3,466	1,498	714	4.9	5.3	
高校 (専門)	農業	各教科 若干名	土木造園	1	1	1	1.0	2.0
			食品製造	2	1	1	2.0	1.0
			園芸	7	6	6	1.2	2.5
	工業		電気	10	8	4	2.5	7.0
			機械	7	6	5	1.4	2.6
			建設	4	3	2	2.0	2.0
			工業化学	0	0	0		2.0
	商業		41	22	12	3.4	6.2	
	書道		41	18	9	4.6	19.0	
	福祉		8	4	3	2.7	10.0	
	情報		32	12	6	5.3	5.8	
	水産		2	0	0		4.0	
	看護		4	3	1	4.0	4.0	
	小計		若干名	159	84	50	3.2	4.9
特別支援教育		約170	502	272	167	3.0	3.0	
養護教諭	一般選考	約40	317	91	40	7.9	8.3	
	特別選考	若干名	14	9	1	14.0	4.7	
総合計		約1,660	6,595	3,422	1,826	3.6	4.0	

平成30年度千葉市中学校音楽発表会について

学校教育部教育指導課

- 1 目的 情操教育の一環として、全市立中学校及び市立養護学校参加による音楽発表会を開催し、日常の学習成果を発表し相互に鑑賞することによって、音楽学習への意欲と関心を高め、中学校音楽教育の振興と向上を図る。

2 実施概要

- (1) 日 時 平成30年10月25日（木）26日（金）
9時～16時
- (2) 会 場 千葉市民会館 大ホール
- (3) 参加校 56校（全市立中学校・市立養護学校）

3 内容

- (1) 開会の言葉
- (2) 主催者挨拶
- (3) 来賓挨拶（熊谷市長）
- (4) 来賓・講師紹介
- (5) 全員合唱 「千葉市歌」「夢の世界を」
- (6) 各校の演奏発表
- (7) 全員合唱 千葉市イメージソング「心の飛行船」
- (8) 講評
- (9) 全員合唱 「大地讃頌」
※講評の指導を踏まえての合唱
- (10) 閉会の言葉

4 演奏内容

合唱52校、合奏4校

5 出演の形態

学年・学級 47校

部 活 動 4校（吹奏楽3校 合唱1校）

有 志 3校（合唱コンクール実行委員会等）

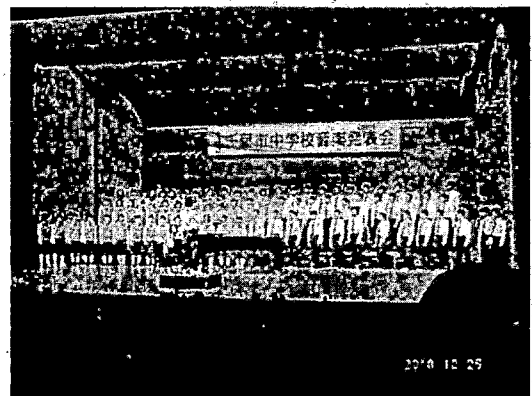
全 校 1校（更科）

そ の 他 1校（市立養護学校：お囃子）

6 主な演奏曲

「大地讃頌」18校、「信じる」7校、「ふるさと」5校

- 7 参加数（2日間合計） 生徒約2,200名 保護者約850名



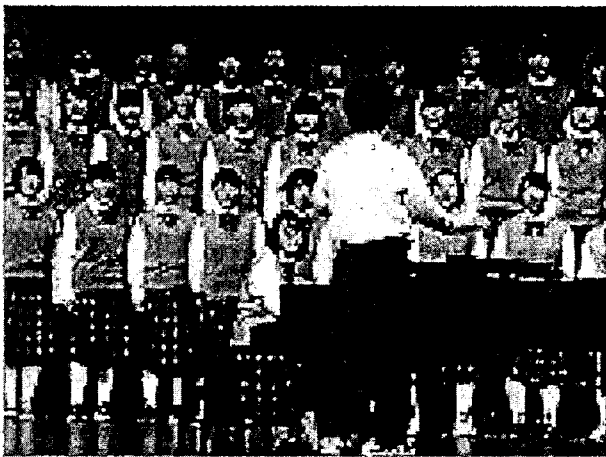
3年有志



養護学校のお囃子
笛や太鼓で楽しそう



これぞクラス合唱



指揮者を中心に心は一つ



吹奏楽のノリノリな演奏



全員合唱もこの音楽発表会の
素晴らしさの一つです



人数は少なくとも
合唱部の演奏はやっぱり一味違う

報告事項 (3)

平成30年度前期ライトポート・グループ活動諸行事について

教育センター

1 ジョイントハイク

- (1) 日 時 平成30年6月20日(水) 9:30~15:00
- (2) 場 所 Qiball (きぼーる) (千葉市中央区中央4丁目5番1号)
- (3) 目 的 各LPとグループ活動をつなぐ第1段階として、児童生徒間の親睦を深める。
- (4) 参加者 59名 (LP42名 小・中グループ活動17名) **参加対象者89名** **参加率66.3%**

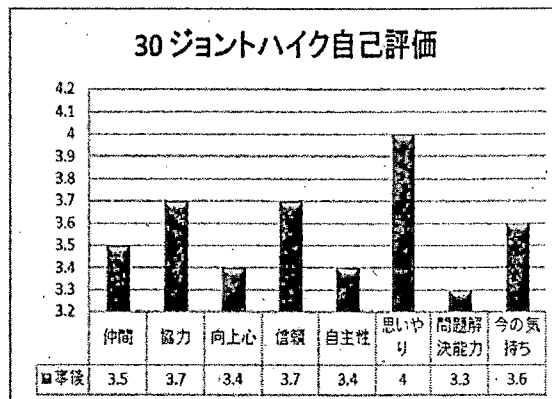
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	計
男子					3	2	5	5	15	30
女子						1	2	10	16	29
計					3	3	7	15	31	59

- (5) 主なプログラム
自由見学 (ムーンウォーカー体験)・プラネタリウム・交流活動 (子供交流館)

- (6) まとめ
新年度が始まって、初めてのジョイント行事であり、他の行事と比較すると、「思いやり」が高評価である以外、全体的に自己評価は高くない。自己評価が少しでも上がるような、ジョイント行事を組み立てる必要がある。

参加者の感想

- 交流活動の時、同じグループになった人と全然話さなくて、少し後悔しています。次は頑張りたいです。
- 今までは、初めて会った人に話しかけるのは苦手でしたが、隣にいる人に自分から話しかけることができました。協力してレクに取り組みましたが、仲間がいるのは楽しいと思いました。



2 スポーツフェスタ

- (1) 日 時 平成30年9月12日(水) 12:00~15:00
- (2) 場 所 千葉市子供交流館 (Qiball内 千葉市中央区中央4丁目5番1号)
- (3) 目 的 スポーツを通し各LPとグループ活動の交流を深め、仲間同士の団結力を高める。
- (4) 参加者及び参観者
○参加者60名 (LP46名 小・中グループ活動14名) **参加者対象者数102名** **参加率58.8%**

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	計
男子					4	1	3	9	11	28
女子						1	2	6	23	32
計					4	2	5	15	34	60

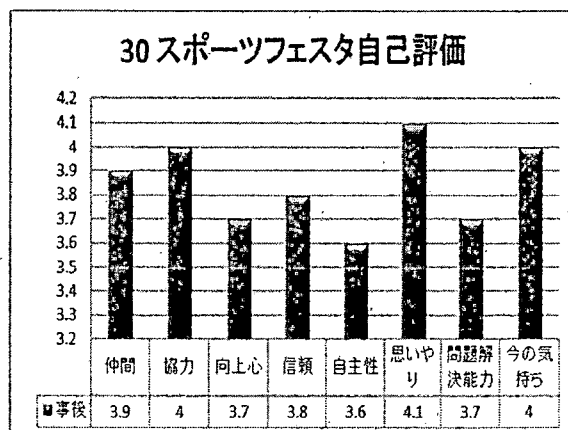
- 視察・参観 30名 (保護者17名 学校関係者13名)

- (5) 主なプログラム
開閉会式
競技 ①猛獣狩り②円陣バレー③台風の目
④お玉ピンポンリレー⑤ダンス

- (6) まとめ
他の行事と比較すると、「向上心」と「問題解決力」が高い結果となった。LPやグループ活動の仲間同士で、事前に目標に向かって努力し、その過程で起きた課題を解決しながら、当日を迎えたことが、このような結果につながったと思われる。

参加者の感想

- 仲間ができてすごく人生が楽しいです。
- 円陣バレーの回数が100回を超えて嬉しかった。本番で記録を越えて嬉しかった。
- こんな私に話しかけてくれた。友達なんていないと思ったけど、友達が欲しいと思った。



参観した保護者の感想

- 任された仕事にきちんと取り組み、とてもよい顔をしていたので安心しました。
- 楽しそうにみんなで踊るジンギスカン最高でした。これからもよろしくお願いします。

参観した先生方の感想

- 生徒たちが皆、生き生きとして活動している姿を見て嬉しく思いました。こうした交流の場が大切だと実感しました。
- 子供は笑顔でなくてははいけません。日頃のライトポートやグループ活動で少しずつエネルギーを充電させていただいたからだと思います。

3 第1回長柄ジョイントキャンプ

- (1) 日 時 平成30年10月3日(水)～5日(金) 2泊3日
- (2) 場 所 千葉市少年自然の家
- (3) 目 的 自然の家に2泊3日宿泊することで、自然や仲間との触れ合いや親睦をさらに深める中で、仲間のよさや自分のよさを発見する。
- (4) 参加者及び参観者

○参加者37名(小学生5名 中学生32名)参加対象者数114名 参加率32.4%

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	計
男子					2	3	4	5	8	22
女子							1	4	10	15
計					2	3	5	9	18	37

○視察・参観者30名(教育委員、原籍校の校長・教頭および学級担任など)

(5) 主なプログラム

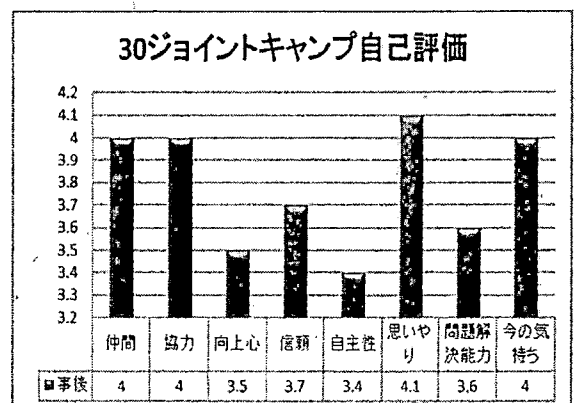
1日目	2日目	3日目
出発式・入所式 出合いのゲーム フリーチョイス(クライミングウォール・バスケットボール・室内ゲーム・ナイトハント)	朝の散歩 創作ピザ作り グループタイム キャンドルサービス	振り返りタイム 別れの集い 退所式・解散式

(6) まとめ

- ・ジョイントハイク・スポーツフェスタでも高い評価であった「思いやり」がさらに数値をあげた。グループで話し合う場面を多く取り入れることで、友達の気持ちを感じながら、活動ができるように、内容を工夫したためと思われる。
- ・2泊3日、小学校5年生から中学3年生まで縦割りのグループで、寝食を共にし活動するということは、「仲間意識」を持ち「協力」することが必然となる。ジョイントキャンプの意義は大きいと考える。

参加者の感想

- 班の皆に迷惑かけないように、自分からできることを出来るだけ探した。
- 「リーダーリーダー。」と言われ「俺も中3なんだなあ。」と思った。
- 最初は不安しかなかったけど、今は楽しいと別れるのが寂しいという気持ちしかない。
- 初めて会う子と仲良くなったり、火の子をやったり、今までの自分より、少しだけ成長したと思えました。参加してよかった。



4 後期のジョイント行事の予定

- (1) イオン職場体験 平成30年11月5日(月)～11月7日(水)
- (2) カンドウー職場体験 平成30年11月15日(木)
- (3) ジョイントフェスタ 平成30年12月9日(金)
- (4) 第二養護学校職場体験 平成31年1月28日(月)～1月29日(火)
- (5) 第2回ジョイントキャンプ 平成31年2月12日(火)～14日(木)

報告事項（４）

長柄ハッピーキャンプについて

学校教育部養護教育センター

- 1 目的 発達障害等のある児童を対象に、集団生活を通して社会性を向上させ、通常の学級での適応力を高めるために宿泊活動を実施する。
(平成17年度から実施・第14回)
- 2 日時 平成30年10月5日(金)～10月7日(日) (2泊3日)
- 3 場所 千葉市少年自然の家
- 4 参加児童 LD等通級指導教室通級児童 3・4年生希望者 36人(参加率59%)
(3年生:21人、4年生:15人)
- 5 引率職員等 34人
・養護教育センター職員 9人
・小学校LD等通級指導教室担当教員 13人
・ボランティア(教育相談員、大学生等) 12人
- 6 視察・参観者 55人
・教育長、教育委員、教育支援課、在籍校校長、教頭、学級担任など

7 主な活動内容

	1日目《5日(金)》	2日目《6日(土)》	3日目《7日(日)》
午前	・入所式 11:50 オリエンテーション ・弁当	・朝の集い ・清掃 ・野外炊飯(カレーライス)	・朝の集い、清掃 ・制作活動 紙コップでアート しゃくとり虫
午後	・ウォークラリー ・施設散策	・クライミングウォール ・キャンドルサービス	・班活動 ・退所式 13:00

8 成果・課題

- ・「ありがとう」「ごめんなさい」などの言葉を言おうという目標でキャンプをスタートしたところ、意識してお互いに言葉を掛け合うことができた。
- ・活動内容を見直し、ゆったりとした日程にしたことで、児童は一つ一つの活動にじっくりと取り組むことができた。また、今回は子ども交流館の協力で制作活動を行ったが、児童の興味をひきつけるような教材であったので、とても意欲的に活動する姿が見られた。
- ・全員が活躍する場を設定し役割を果たしていく中で、達成感や自信をもつことができ、自己肯定感が高まった。また、ハッピーキャンプを通して、児童同士が仲間を意識したり責任感ある言動を取ったりする姿が見られた。
- ・多くの校長先生、担任の先生方が来たことで児童たちにはとても励みになり、普段とは違う、頑張っている姿を見せることができた。
- ・通級での個別指導や小集団指導では見ることでできない児童の実態について把握することができた。改めて指導の課題を見つけることができ、今後の指導の幅が広がると考えられる。
- ・自然の家の方と事前にプログラムを打合せしたことで、協力を得ながら活動の細かい指導をすることができた。今後も事前の調整をしていく必要がある。
- ・より良い支援をしていくために、学生ボランティアの確保と通級担当との打合せの時間を確保していく必要がある。

千葉市科学フェスタ2018の開催について

生涯学習部生涯学習振興課

○千葉市科学フェスタ2018メインイベント

これからの私たち ～ひろがる葉～

1 期日 会場 平成30年10月6日(土)、7日(日) Qiball(きぼーる)

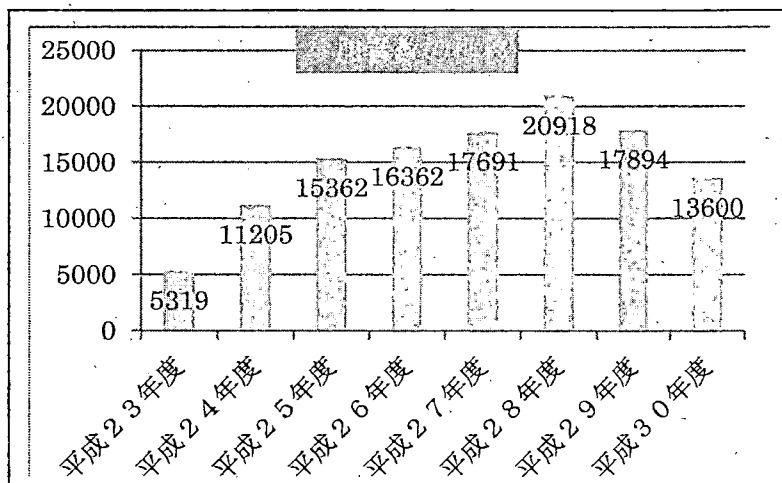
2 主催 千葉市、千葉市教育委員会、千葉市科学館

3 主な内容

- (1) 開幕式；鈴木副市長挨拶、開幕宣言、実行委員長(科学館長)・教育長挨拶、総合展教育長賞・科学館賞の表彰、千葉市科学アドバイザー山崎直子(元宇宙飛行士)さんよりメッセージ
- (2) 主な企画
 - ・科学体験ブース(46ブース) ・トークイベント&ワークショップ(7イベント) ・講演会、発表会(7イベント) ・科学実験、工作教室(6イベント) ・サイエンスショー(3イベント)
 - 特別イベント(9イベント)
- (3) 閉幕式；ちばSCグランプリ授賞式、教育長より挨拶および閉幕宣言、実行委員長より総括

4 来場者数 ()内は昨年比

10/6(土)	4,862人	(-4462)
10/7(日)	8,738人	(+168)
合計	13,600人	(-4294)



5 振り返り

- ・来場者は年々増加傾向にあったが、昨年若干の減少が見られた。今年はさらに約4千人の減少が見られた。両日も晴天に恵まれたが、前週及び前々週の休日が台風の影響により2週連続で悪天候となった。そのため、前の週までに予定されていたスポーツイベントや地区運動会等が延期になり、特にフェスタ初日に重なり、来場者の減少につながったと考えられる。行楽に出かけた家族も多かったことと推測される。2日目の来場者数は昨年より168人増加したので、初日の減少の影響が大きかったと言える。
- ・今回の出展は、イベント出展者が昨年の65団体から78団体へと増加した。学校・企業・市民がそれぞれ見るだけでなく、運営参画へという意識の表れの一つととらえられる。(フェスタの定着)
- ・イベントガイドに未就学児向けのブースやイベントにマークをつけ、未就学児～小学校低学年の親子連れにも対応でき、より幅広い世代にも楽しめるように配慮できた。
- ・会場スペースなどで限界に近い状況であり、多くの来場者に対する会場確保などの対応等を検討する必要がある。きぼーるのエレベーターの配置、構造上、行きたい階によってエレベーターを使い分けることが、来場者にとっては不便であった。案内表示等での工夫が必要である。

公民館における使用制限の一部緩和に関する千葉市社会教育委員会議の答申について

公民館の使用制限の一部緩和について、教育委員会から千葉市社会教育委員会議に対し諮問し、答申を得たことから、以下のとおり報告します。

1 審議経過

(1) 諮問（平成30年5月31日）

以下の3点について、社会教育法第17条に基づき諮問を行った。

ア 特定の政党の利害に関する事業について

政治的中立性を確保するため、議員・政党等が公民館で政治報告会等を行うことを認めていないが、市民の学習機会の確保は公民館の重要な役割であり、他都市での事例もあることから、政治的中立性と市民の知る権利に配慮し、それらが両立できる形での使用の有り方について検討する必要がある。

イ 営利事業について

公民館における営利事業は、原則として許可していないが、郷土意識や都市アイデンティティの向上に資する事業については、使用のあり方を検討する必要がある。

ウ 所管区域について

公民館の所管区域による使用制限については、より活発な公民館活動を促進するために、その必要性を見直す必要がある。

(2) 審議

社会教育委員会議において、以下のとおり3回の審議を行った。

ア 第1回社会教育委員会議（平成30年5月31日）

○教育委員会より諮問

○諮問内容について審議

イ 第2回社会教育委員会議（平成30年8月24日）

○諮問内容について審議

○使用制限の一部緩和案、答申書骨子案について承認

ウ 第3回社会教育委員会議（平成30年10月9日）

○諮問内容について審議

○答申書案について承認

(3) 答申（平成30年11月8日）

三野宮議長より、磯野教育長へ答申書を手交した。

2 答申の概要

(1) 特定の政党の利害に関する事業について

公民館で政党・政派等が不特定多数の市民を対象とした政治報告会等を行うことは、一般的な政治的教養の向上、政治への市民参加の促進につながることから、認めることが適当である。

(2) 営利事業について

公民館が主体となる地域の特色に関連する物品の販売行為は、専ら営利を目的とするものではなく、郷土意識の醸成等につながることから、実施することは適当である。

(3) 所管区域について

公民館使用者を原則所管区域内の住民に限るとしている現在の使用制限は、活動団体構成員の居住地が事実上広域化しており、学習活動をさらに活発化させるためにも、廃止することが適当である。しかし、公民館は地域づくりの拠点施設であることから、所管区域自体は存置することが妥当である。

(4) 例示表について

具体的事例の取扱いを示す例示表（昭和58年の社会教育委員会議答申に則して教育委員会が作成）は、本答申を反映して修正する必要がある。

3 今後の運用方針

社会教育委員会議の答申を受け、以下のとおり公民館の使用制限の一部緩和について、平成31年4月から運用開始ができるよう、必要な手続きを進める。

(1) 特定の政党の利害に関する事業について

申請者	対象	使用方法	方針
政党※1 政派 後援会 政治団体※2	不特定多数 ※広く市民一般 を対象としている こと。 団体構成員	市政・県政・国政報告会（政治学習会、勉強会、時局講演会等含む）	許可する
		構成員の勧誘、政治資金パーティー	許可しない
			許可しない

※1 政党とは、政治資金規正法第3条第2項に規定するものをいう。

※2 政治団体とは、政治資金規正法第3条第1項各号に規定するものをいう。

(2) 営利事業について

公民館の主催・共催事業において、市内産品や都市アイデンティティ関連物品の販売を認める。

(3) 所管区域について

所管区域による使用制限は廃止する。ただし、所管区域については存置する。

【参考：社会教育委員会議について】

社会教育委員は、社会教育行政に広く地域の意見を反映させるため、教育委員会に助言を行う。そのため、社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会に対する答申・建議等を社会教育委員の会議により行う。

（根拠法令：社会教育法）

設置根拠 千葉市社会教育委員設置条例（昭和24年条例第40号）

任期 2年間（平成30年1月1日から平成31年12月31日まで）

委員構成 全12名 学識経験者(4人) 社会教育関係(6人) 学校教育関係(1人) 家庭教育関係(1人)

平成30年11月8日

千葉市教育委員会 様

千葉市社会教育委員会議

議長 三野宮 純一

公民館における使用制限の一部緩和について（答申）

平成30年5月31日付け30千教生第217号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

1 はじめに

本市公民館の管理運営における社会教育法第23条にかかる運用については、当会議による昭和58年3月28日答申「千葉市公民館運営における社会教育法第23条の解釈・適用について」（以下、「昭和58年答申」という。）及び、当該答申の趣旨に即して教育委員会が作成した「千葉市公民館運営における社会教育法第23条の解釈適用について（例示表）」（以下、「例示表」という。）に基づき行われてきたところです。

昭和58年答申は、公民館の公共施設としての性格を踏まえ、『なるべく広く地域住民に公民館の使用をみとめるように配慮することが大切ではないかと思し、例示表もその趣旨を踏まえ作成されたところですが、

作成から30年以上が経過し、社会情勢や公民館運営を取り巻く環境が変化する中で、必ずしも現代の公民館運営に馴染まないものも見られると考えます。

そのような状況の中、当会議は本年5月に教育委員会より、公民館における使用制限の一部緩和について諮問を受けたところであり、諮問を受けた3点(特定の政党の利害に関する事業、営利事業、所管区域)について、以下のとおり結論を得たので答申します。

2 使用制限の一部緩和について

(1) 特定の政党の利害に関する事業について

市民による公民館の使用については、公民館の運営方針について規定する社会教育法第23条や、公の施設について規定する地方自治法第244条の趣旨を踏まえるとともに、必要な政治的教養を高めることができる環境を整備する立場から、広く認める必要があると考えます。

現在、政党及び政治団体の使用はすべて不許可となっていますが、各種選挙における投票率が低下するなど、市民の政治への関心が薄れている中、政党、政派、後援会、政治団体による、不特定多数の市民を対象とした政治学習会、勉強会、時局講演会など、政治報告会に類する活動にかかる公民館の使用は、一般的な政治的教養の向上、政治への市民参加の促進につながるとともに、社会教育法第20条に示されている公民館の目的にもかなうことから、社会情勢の変化や他都市の状況も踏まえ、政治的中立性の確保と市民の知る権利に配慮しつつ、認めることが適当であると考えます。

(2) 営利事業について

公民館を使用して行われる営利目的の物品販売等については、社会教育法第23条第1項に反することから、引き続き不許可を継続すべきであると考えます。しかし、近年、地域コミュニティの希薄化が進み、郷土に対する愛着や理解が薄れてきている中、公民館が主体となる地域の特色に関連する物品の販売行為は、専ら営利を目的とするというものではなく、郷土意識の醸成や都市アイデンティティの確立に資する学習機会の確保につながることから、実施することは適当であると考えます。

(3) 所管区域について

所管区域については、「公民館の設置及び運営に関する基準」(文部科学省告示平成15年6月6日第112号)の趣旨を踏まえ、公民館が学びを通じた地域づくりの拠点施設であることから、所管区域自体を存置することは妥当であると考えます。

しかしながら、公民館使用者を所管区域内の住民に限るとしている現在の使用制限については、活動団体の構成員の居住地が事実上広域化しており、学習活動を更に活発化させるためにも、廃止することが適当であると考えます。

3 答申内容の反映について

昭和58年答申の趣旨に即して作成した例示表は、社会状況の変化等により、変更の必要が生じた場合は加除訂正を行い、実際場面に適応できるようにするものであります。よって、本答申の内容を反映できるよう例示表を修正する必要があると考えます。

(案)

千葉市公民館運営における
社会教育法第23条の解釈適用について
(例示表)

千葉市教育委員会事務局生涯学習部
生涯学習振興課

例示表について

- 1 この例示表は、昭和58年3月28日千葉市社会教育委員会議の答申及び平成30年11月8日千葉市社会教育委員会議の答申の趣旨に即して作成したものである。
- 2 この例示表は、社会状況の変化等により、変更の必要が生じた場合は加除訂正をおこない、実際場面に適応できるようにするものとする。
ただし、社会教育委員会議答申の趣旨と著しくへだたりのある加除訂正をおこなう場合は、社会教育委員会議の協議を経ておこなうものとする。
- 3 この例示表及び、これに類似する事項にかかる問題については、公民館運営審議会に報告し意見を聴取するものとする。

平成〇〇年〇月

—例示表索引—

1 第1項第1号にいう「営利」関係について	1
2 第1項第2号にいう「特定の政党の利害に関する事業」関係 について	3
3 第1項第2号にいう「公私の選挙に関し、特定の候補者を 支持すること」関係について	3
4 第2項にいう「特定の宗教活動」関係について	3
5 そ の 他	4

1 第1項第1号にいう「営利」関係について

事 例	見 解
会社、商店等が営利、宣伝等を目的として事業を行う場合。	許可しない。
会社、商店等が商品を直接販売する場合。	許可しない。
会社、商店等が直接販売はしないが、商品の展示、試験、試食等を行う場合。	許可しない。 (間接的販売になるものと解する。)
会社、商店等が営利、宣伝等を目的とせずに事業を行う場合。	許可しない。 (営利事業を援助する行為と解する。) ただし、商工会議所、生活協同組合等の連合組織の場合は許可する。
バザー、作品の実費販売を行う場合。	文化祭等の公民館行事に限り、実行委員会、連絡協議会の下で経理を公開して実施する場合に許可する。
公民館が企業と共催して事業を行う場合。	会社、商店等の企業と公民館との共催については、教育効果の高いものは許可する。 【例】電力、ガス会社等の電気の知識教室等で、安全、省エネ、健康の内容を含む等。 ただし、チラシ、ポスター等を会社、商店等が配布する場合、過度の営利性、宣伝といった面を抑えるため、原稿等の段階で事前に公民館がチェックすることを会場使用の際の条件とする。
公民館名義（後援、共催、推せん）の使用。	公民館名義の使用は原則として行わない。 (ただし、共催事業については、公民館名、企業名の連名による広報等は可とする。)

事 例	見 解
<p>社会教育関係団体が実施する事業において、会社、商店等と呼び、会員に商品を頒布する場合。</p>	<p>以下の条件を付して許可する。</p> <p>【条件】(1) 会社、商店等が一社にかたよらないように配慮し、なるべく多くの会社、商店等と呼ぶこと。</p> <p>(2) 社会教育関係団体が一括購入のうえ、配布から集金まで自ら行うこと。</p> <p>(3) これにより得た利益は、個人に還元せず、団体の活動費（団体名による福祉施設への寄付行為等も含む。）として使用すること。</p>
<p>個人教授、塾経営者が事業を行う場合。</p>	<p>許可しない。</p>
<p>社会教育関係団体、一般団体（個人教授、塾経営者を含む。）が会場でプログラム、テキスト等の頒布を行う場合。</p>	<p>以下の条件を付して許可する。</p> <p>【条件】(1) 会計を公開すること。</p> <p>(2) 低廉なものに限り、実費（印刷費相当額）で頒布すること。</p>
<p>公民館による主催・共催事業における物品の販売行為。</p>	<p>公民館主催・共催事業における物品の販売行為は認めない。</p> <p>ただし、以下に例示する物品の販売行為は、郷土意識の醸成や都市アイデンティティの確立等に寄与することから、専ら営利を目的とするものではない範囲において、これを認める。</p> <p>【例示】(1) 地域における特徴的な産品（農水産物及びその加工品・伝統工芸品等）</p> <p>(2) 本市のPRキャラクター等を使用した商品（ただし、当該キャラクターを管理する団体から、使用許諾を得たものに限る）</p>

2 第1項第2号にいう「特定の政党の利害に関する事業」関係について

事 例	見 解
政党 ^{※1} 、政派、政党及び議員等の後援会、政治団体 ^{※2} 、（以下、「政党等」という）が、広く一般市民に呼びかけて行う場合。	<p>市政・県政・国政報告会（政治学習会、勉強会、時局講演会等を含む）については、一般的な政治的教養の向上などにつながるものであり、公民館の設置趣旨にかなうことから、許可する。</p> <p>ただし、構成員の勧誘、政治資金パーティなど、特定の政党の利害につながるものと判断される場合は、許可しない。</p>
政党等が、その構成員のみを対象として行う場合。	<p>政党等の構成員のみを対象とした会場使用は、特定の政党等の利害につながるものと判断し、許可しない。</p>

※1 政党とは、政治資金規正法第3条第2項に規定するものをいう。

※2 政治団体とは、政治資金規正法第3条第1項各号に規定するものをいう。

3 第1項第2号にいう「公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること」関係について

事 例	見 解
公職選挙法に基づく選挙期間中の立候補者の会場使用。	<p>「公民館と公職の選挙について」（文部省社会教育局長通知昭和40年1月13日文教施第14号）のとおり、選挙管理委員会の指示により許可する。</p>

4 第2項にいう「特定の宗教活動」関係について

事 例	見 解
宗教団体が事業を行う場合。	許可しない。
団体が主催するクリスマス行事を行う場合。	<p>元来は宗教的行事であるが、今日では日常生活に根差した行事となっているため、許可する。</p>

5 その他

事 例	見 解
<p>社会福祉事業に関係する団体が事業を行う場合。</p>	<p>その団体が公共、公益に資することを目的としているものについては、社会教育関係団体と同じ扱いとして許可する。</p>
<p>労働組合が事業を行う場合。</p>	<p>以下の条件を付して使用を認める。 【条件】（１）特定の政党の利害に関するような行為を行わないこと。 （２）大会旗やスローガン等を館の内外を問わず立てないこと。（ただし、使用する室内に掲げる場合は、事前に公民館と確認を行うこと。） （３）他の使用者に騒音等で迷惑をかけないこと。</p>
<p>住民運動に関する会場使用。</p>	<p>住民運動団体が学習の範囲を越えて、以下の行為を行う場合は、公民館の中立性の確保等の立場から好ましくないと判断し、使用を許可しない。ただし、学習中に事例として企業名がでることはやむをえないものとする。 （１）市の施策に反対する行動を行う場合。 （２）一企業名を名指して非難する場合。 （３）騒音その他で付近の住民に迷惑の及ぶ行為及び館の汚染損傷等が生ずるおそれのある場合。</p>

議案第45号

平成30年度末及び平成31年度公立学校教職員人事異動方針について

平成30年度末及び平成31年度公立学校教職員人事異動方針について、次のとおり定めるものとする。

平成30年11月12日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

平成30年度末及び平成31年度公立学校教職員人事異動方針

千葉市教育委員会

平成30年度末及び平成31年度における公立学校教職員の人事異動は、本市教育の一層の振興を図るため、各学校が校内組織を活性化し、今日的な教育課題に積極的に取り組むとともに、市民に信頼される学校づくりや特色ある学校づくりの推進に資するよう、次の方針によって行う。

※教職員：学校に勤務する正規職員から技能労務職員を除いた者

第1 一般方針

- 1 千葉県・千葉市教員等育成指標をふまえ、心身ともに優れた人材の確保、教職員の資質の向上を図るとともに、教育効果を高め、調和的な学校運営が行われるように適材適所の人事を推進し、教職員構成の適正化に努める。
- 2 学校間の教職員の過不足を調整し、学校種別の特性に即応する教育体制を強化するため、全市的な視野に立って広域にわたる計画的な人事を積極的に推進する。
- 3 学校運営の充実・刷新を図るため、管理と指導に優れた適任者の管理職への登用及び配置に努める。
- 4 障害のある教職員については、十分に配慮した人事配置に努める。
- 5 千葉県内市町村及び県立学校との交流については、千葉県教育委員会との間で協議しながら行う。

第2 実施要項

- 1 適正配置について
 - (1) 本市教育の課題解決をめざす立場から、意欲溢れた適任者の配置に努める。
 - (2) 教科指導及び生徒指導の一層の充実を期するため、小・中・特別支援学校間の需給の状況を分析し、小・中学校間、小・中学校と特別支援学校間の積極的な配置換えを行う。特に、小学校での教科指導や生徒指導の充実を図るため、中学校教員の小学校への計画交流をより積極的に行う。
 - (3) 特別支援教育の振興を図るため、意欲溢れた適任者の配置に努める。
 - (4) 市立稲毛高等学校附属中学校の教育の振興を図るため、意欲溢れた適任者の配置に努める。
 - (5) 次の者については、強力に配置換えを行う。
 - ア 同一の学校又は同一の区に永年勤続する者
 - イ 学校の配当定数、教科担当者数の調整上必要のある者
 - ウ 勤務実績を検討し、配置換えを必要とする者
 - (6) 市立高等学校については、県教育委員会の「公立高等学校職員人事異動実施細目」に準じ、適正配置に努める。

- (7) 教職員としての適格性に乏しく、勤務実績の上がらない者等勤務に支障のある者については、降任又は退職を積極的に求める。
- (8) 学校組織の一層の充実を図り、円滑な運営に資するため、必要に応じて、主幹教諭を配置する。
- (9) 指導が不適切である教員については、「教育公務員特例法の規定に基づく指導が不適切である教諭等の認定の手続き等に関する規則」に定めるところにより、積極的に対応する。

2 広域人事について

- (1) 小・中・特別支援学校における教職員構成の不均衡を是正し、人材の育成を図るため、県内市町村立学校及び県立特別支援学校と、他の人事異動及び新規採用に優先して計画的に人事交流を行う。
- (2) 市立高等学校については、年齢構成上の不均衡及び同一校勤務の長期化等を是正し、教職員構成の適正化を図るため、千葉市立高等学校以外との人事交流を推進する。また、中・高との連携についても配慮する。

3 管理職への登用等について

- (1) 大幅交替期を踏まえ、特に責任感と管理能力、識見、勤務実績等をより一層重視し、全市的な視野に立って適任者の登用に努める。
- (2) 教頭の登用（選考）は、原則として相異なる地域（A・B・C）の学校に勤務した経験を有することを要件とする。
- (3) 原則として、同一校昇任は行わない。
- (4) 女性教員の管理職への登用を積極的に推進する。
- (5) 管理職の希望による降任を認める。

4 主幹教諭への登用等について

- (1) 教員としての経験、識見、勤務実績等を踏まえて、全市的視野に立って適任者の登用に努める。
- (2) 主幹教諭の希望による降任を認める。

5 新規採用職員の配置について

- (1) 児童生徒数の変動等を見通しながら、教職員採用の調整を行う。
- (2) 新規採用教職員の配置は、学校間の均衡を考慮して、全市的な視野に立って計画的に行う。

6 再任用教職員について

- (1) 「千葉市職員の再任用に関する条例」の定めるところにより、意欲と能力のある人材を再任用する。
- (2) 配置については、学校及び地域の実情等を踏まえて、計画的に行う。

~~~~~

## 議 案 説 明

平成30年度末及び平成31年度公立学校教職員人事異動方針を定めることについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第4号の規定により議決を求めるものであります。

議案第46号

平成30年度補正予算について

平成30年度補正予算を定めることについて、次のとおり市長に  
申し出るものとする。

平成30年11月12日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

## 平成30年度補正予算について (熱中症対策物品の設置)

教育総務部 総務課

### 1 補正理由

学校における熱中症対策として、来年夏までに各学校に冷水機（校舎用）及び大型扇風機（体育館用）を設置する。また、物品の設置完了が次年度になる予定のため、併せて繰越明許費の設定を行う。

### 2 補正予算額 81,000 千円

【財源】 一般財源 81,000千円】

※全額繰越明許費を設定する。

### 3 補正予算の内容

| 物品名   | 設置台数（台） | 金額（千円） | 備考                                   |
|-------|---------|--------|--------------------------------------|
| 冷水機   | 251     | 59,000 | 1～3台/校                               |
| 大型扇風機 | 438     | 22,000 | 小学校：2台/校（大規模校は3台/校）<br>中・特別支援学校：3台/校 |

- ① うちわなどの各自持参による対策の状況を踏まえ、また、児童生徒や教職員へのアンケートで希望の多い、冷水機を校舎内に設置
- ② 全校集会や部活動などを行う体育館に大型扇風機を設置

【アンケート調査結果】

○児童生徒

| 順位 | 希望物品  | 得票数 |
|----|-------|-----|
| 1位 | 冷水機   | 355 |
| 2位 | 冷感タオル | 346 |
| 3位 | 扇風機   | 315 |

○教職員

| 順位 | 希望物品                            | 得票数 |
|----|---------------------------------|-----|
| 1位 | 冷水機                             | 98  |
| 2位 | 扇風機または<br>サーキュレーター<br>(普通教室に設置) | 87  |
| 3位 | 大型扇風機<br>(体育館に設置)               | 66  |

### 4 今後の予定

2019年1月 入札、契約

2019年6月 設置完了

## 平成30年度補正予算について (冷暖房設備設置・給水設備改修)

教育総務部 学校施設課

### 1 冷暖房設備設置について

#### (1) 基本的な考え方について

- 昨今の猛暑に対応し、良好な教育環境を整えていくため、全市立小・中学校の普通教室等への冷暖房設備の設置を2020年度に完了させる。
- 国の30年度第1次補正予算により「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」が創設されたことから、直接施工方式を基本とし、平成31年度中に設置が可能な最大限の学校数をその対象とする。
- 設置校数が多く、直接施工方式のみでは迅速な設置ができないため、その他の学校はリース方式により設置する。
- 熱源はトータルコストやメンテナンス性、環境側面から比較検討した結果、電気モーターヒートポンプ式を採用する。

| 事業手法 |                  | 区分   |  | 平成30年度 |   |   |   |   |   |    |    |    |   |       |   | 平成31年度 |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   | 平成32年度 |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
|------|------------------|------|--|--------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|-------|---|--------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|--------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
|      |                  |      |  | 4      | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2     | 3 | 4      | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4      | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| 直接施工 | 小学校50校<br>中学校12校 | 設計   |  |        |   |   |   |   |   |    |    |    |   | 工事    |   |        |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |        |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
|      |                  | 発注準備 |  |        |   |   |   |   |   |    |    |    |   | 設計・工事 |   |        |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |        |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
| リース  | 小学校56校           | 発注準備 |  |        |   |   |   |   |   |    |    |    |   | 設計・工事 |   |        |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |        |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
|      | 中学校42校           | 発注準備 |  |        |   |   |   |   |   |    |    |    |   | 設計・工事 |   |        |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |        |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |

#### (2) 歳出補正予算について

##### ア 補正理由

市立小・中学校の普通教室、特別支援学級、音楽室へ冷暖房設備を設置するため、直接施工方式による実施設計について、補正予算を要望する。また、実施設計は次年度に完了予定のため、併せて繰越明許費の設定を行う。

イ 補正予算額 124,000千円

|      |      |           |
|------|------|-----------|
| 【財源】 | 国費   | 15,811千円  |
|      | 市債   | 106,000千円 |
|      | 一般財源 | 2,189千円   |

※ 全額繰越明許費を設定する。

##### ウ 補正予算の内容

| 事業名 |                          | 項    | 補正予算額     | 内容                                           |
|-----|--------------------------|------|-----------|----------------------------------------------|
| 1   | 学校施設の環境整備<br>(冷暖房設備設置事業) | 小学校費 | 100,572千円 | 小学校50校<br>普通教室等冷暖房設備設置実施設計<br>委託料: 100,572千円 |
| 2   | 学校施設の環境整備<br>(冷暖房設備設置事業) | 中学校費 | 23,428千円  | 中学校12校<br>普通教室等冷暖房設備設置実施設計<br>委託料: 23,428千円  |
| 合 計 |                          |      | 124,000千円 |                                              |



### (3) 債務負担行為の設定

市立小学校の普通教室、特別支援学級、音楽室へ冷暖房設備を設置するため、直接施工対象校以外の小学校について、リース方式における債務負担行為を設定する。

| 事業名                      | 期間                | 限度額         | 内容                                                                                                                           |
|--------------------------|-------------------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学校施設の環境整備<br>(冷暖房設備設置事業) | 2019年度<br>～2032年度 | 3,297,000千円 | 平成30年度<br>小学校 56校<br>普通教室等冷暖房設備設置に係る契約締結<br>2019年度<br>同冷暖房設備設置に係る設計及び設置工事<br>2020年度～2032年度<br>リース料(賃借料)支払<br>年額253,612千円×13年 |

※ 直接施工対象以外の中学校については、平成31年度当初予算において予算計上する予定。

## 2 給水設備改修について

### (1) 債務負担行為の設定

給水設備改修は、工事期間中、給水が停止し、衛生環境の確保や給食の提供が困難となること等から、入札不調があった場合でも適正な工期が確保できるよう、年度内に工事を前倒し発注するための債務負担行為を設定する。

| 事業名          | 期間     | 限度額      | 工事内容                                                      |
|--------------|--------|----------|-----------------------------------------------------------|
| 各種改修(給水設備改修) | 2019年度 | 43,000千円 | (源小学校)<br>平成30年度<br>給水設備改修工事に係る契約締結<br>2019年度<br>給水設備改修工事 |

## 平成30年度補正予算について

(若葉学校給食センター解体事業に係る繰越明許費の設定)

学校教育部保健体育課

### 1 繰越明許費補正

入札不調により年度内に適正工期を確保して解体工事を行うことが困難となったことから、次年度事業として実施するため繰越明許費を設定する。

| 事業名            | 項     | 金額         | 工事内容         |
|----------------|-------|------------|--------------|
| 若葉学校給食センター解体事業 | 保健体育費 | 294,000 千円 | 若葉学校給食センター解体 |

議 案 説 明

平成30年度補正予算について、市長に意見を申し出るため、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定により、議決を求めるものであります。

議案第47号

千葉市職員の給与に関する条例の一部改正について

千葉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するよう市長に申し出るものとする。

平成30年11月12日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

千葉市条例第 号

千葉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

千葉市職員の給与に関する条例（昭和26年千葉市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

## 別表第2

## 教育職給料表

| 職員の<br>区分 | 職務<br>の級<br>号給 | 1 級     | 2 級     | 3 級     | 4 級     | 5 級     |
|-----------|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
|           |                | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
|           |                | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |
|           | 1              | 159,800 | 173,900 | 262,400 | 291,300 | 406,700 |
|           | 2              | 161,300 | 176,000 | 264,900 | 293,900 | 408,200 |
|           | 3              | 162,800 | 178,100 | 267,200 | 296,800 | 409,700 |
|           | 4              | 164,300 | 180,300 | 269,500 | 299,300 | 411,200 |
|           | 5              | 166,000 | 182,300 | 272,000 | 301,800 | 412,600 |
|           | 6              | 168,000 | 184,500 | 274,400 | 304,200 | 414,000 |
|           | 7              | 169,800 | 186,700 | 276,600 | 306,500 | 415,500 |
|           | 8              | 171,600 | 188,900 | 278,800 | 308,900 | 417,100 |
|           | 9              | 173,400 | 191,200 | 281,000 | 311,300 | 418,500 |
|           | 10             | 175,600 | 194,000 | 283,300 | 313,900 | 419,900 |
|           | 11             | 177,600 | 196,700 | 285,700 | 316,600 | 421,300 |
|           | 12             | 179,600 | 199,400 | 287,900 | 319,500 | 422,600 |
|           | 13             | 181,700 | 202,300 | 290,300 | 321,900 | 423,900 |
|           | 14             | 183,900 | 204,000 | 292,400 | 323,900 | 425,300 |
|           | 15             | 186,100 | 205,600 | 294,300 | 325,900 | 426,700 |
|           | 16             | 188,300 | 207,300 | 296,300 | 328,200 | 428,100 |
|           | 17             | 190,600 | 209,100 | 298,400 | 330,200 | 429,300 |
|           | 18             | 193,300 | 210,700 | 300,900 | 332,400 | 430,600 |
|           | 19             | 195,800 | 212,400 | 303,400 | 334,700 | 431,800 |
|           | 20             | 198,300 | 214,000 | 306,100 | 336,800 | 433,100 |
|           | 21             | 200,800 | 215,800 | 308,300 | 339,000 | 434,200 |
|           | 22             | 202,500 | 217,700 | 310,900 | 341,200 | 435,400 |
|           | 23             | 204,100 | 219,600 | 313,200 | 343,500 | 436,700 |
|           | 24             | 205,800 | 221,500 | 315,900 | 345,800 | 438,000 |
|           | 25             | 207,300 | 223,200 | 318,500 | 347,500 | 439,300 |
|           | 26             | 208,800 | 225,200 | 320,800 | 349,300 | 440,500 |
|           | 27             | 210,400 | 227,200 | 323,200 | 351,200 | 441,500 |
|           | 28             | 211,900 | 229,200 | 325,400 | 353,100 | 442,600 |
|           | 29             | 213,600 | 231,100 | 327,600 | 354,900 | 443,800 |
|           | 30             | 215,300 | 233,800 | 329,600 | 356,700 | 444,600 |
|           | 31             | 217,000 | 236,500 | 331,800 | 358,400 | 445,400 |
|           | 32             | 218,700 | 239,200 | 334,000 | 360,300 | 446,300 |
|           | 33             | 220,200 | 241,800 | 335,800 | 361,600 | 447,200 |
|           | 34             | 221,900 | 244,600 | 337,900 | 363,300 | 447,700 |
|           | 35             | 223,600 | 247,200 | 340,000 | 364,800 | 448,200 |
|           | 36             | 225,300 | 249,900 | 342,000 | 366,600 | 448,700 |
|           | 37             | 226,900 | 252,400 | 344,000 | 368,500 | 449,200 |
|           | 38             | 228,600 | 254,900 | 345,900 | 370,000 | 449,700 |
|           | 39             | 230,300 | 257,400 | 347,900 | 371,300 | 450,200 |
|           | 40             | 232,000 | 259,700 | 349,800 | 372,900 | 450,700 |
|           | 41             | 233,700 | 262,300 | 351,300 | 374,000 | 451,200 |
|           | 42             | 235,500 | 264,700 | 353,100 | 375,400 | 451,700 |
|           | 43             | 237,300 | 266,900 | 354,700 | 376,800 | 452,200 |
|           | 44             | 239,000 | 269,100 | 356,400 | 378,300 | 452,700 |

|    |         |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 45 | 240,900 | 271,100 | 358,200 | 379,700 | 453,200 |
| 46 | 242,500 | 273,300 | 359,900 | 381,300 | 453,700 |
| 47 | 243,900 | 275,500 | 361,200 | 382,900 | 454,200 |
| 48 | 245,500 | 277,500 | 362,800 | 384,400 | 454,700 |
| 49 | 246,800 | 279,700 | 364,000 | 385,800 | 455,200 |
| 50 | 248,300 | 281,700 | 365,500 | 387,300 |         |
| 51 | 249,800 | 283,600 | 367,100 | 388,800 |         |
| 52 | 251,300 | 285,600 | 368,700 | 390,200 |         |
| 53 | 252,200 | 287,300 | 370,100 | 391,400 |         |
| 54 | 253,700 | 289,700 | 371,600 | 392,700 |         |
| 55 | 255,100 | 292,000 | 373,100 | 393,800 |         |
| 56 | 256,600 | 294,500 | 374,600 | 394,900 |         |
| 57 | 257,600 | 296,500 | 376,100 | 396,300 |         |
| 58 | 259,000 | 299,000 | 377,500 | 397,500 |         |
| 59 | 260,300 | 301,300 | 378,900 | 398,700 |         |
| 60 | 261,600 | 304,000 | 380,200 | 400,000 |         |
| 61 | 262,900 | 306,400 | 381,100 | 401,200 |         |
| 62 | 263,900 | 308,800 | 382,300 | 402,200 |         |
| 63 | 265,200 | 311,300 | 383,500 | 403,600 |         |
| 64 | 266,300 | 313,600 | 384,600 | 404,900 |         |
| 65 | 267,400 | 315,800 | 385,500 | 406,100 |         |
| 66 | 268,900 | 318,000 | 386,700 | 407,200 |         |
| 67 | 270,300 | 320,100 | 387,700 | 408,400 |         |
| 68 | 271,700 | 322,300 | 388,800 | 409,500 |         |
| 69 | 273,400 | 324,200 | 390,000 | 410,500 |         |
| 70 | 274,900 | 326,300 | 391,000 | 411,700 |         |
| 71 | 276,400 | 328,400 | 392,100 | 412,900 |         |
| 72 | 277,800 | 330,400 | 393,300 | 414,100 |         |
| 73 | 278,800 | 332,500 | 394,300 | 414,700 |         |
| 74 | 280,100 | 334,600 | 395,400 | 415,500 |         |
| 75 | 281,400 | 336,800 | 396,500 | 416,200 |         |
| 76 | 282,600 | 339,000 | 397,600 | 416,700 |         |
| 77 | 283,800 | 340,700 | 398,500 | 417,000 |         |
| 78 | 285,000 | 342,600 | 399,400 | 417,400 |         |
| 79 | 286,200 | 344,300 | 400,400 | 417,800 |         |
| 80 | 287,400 | 346,100 | 401,400 | 418,200 |         |
| 81 | 288,600 | 347,900 | 402,200 | 418,500 |         |
| 82 | 289,600 | 349,700 | 403,000 | 418,900 |         |
| 83 | 290,800 | 351,100 | 403,700 | 419,300 |         |
| 84 | 292,000 | 352,900 | 404,500 | 419,600 |         |
| 85 | 292,900 | 354,100 | 405,200 | 419,900 |         |
| 86 | 293,900 | 355,700 | 406,000 | 420,300 |         |
| 87 | 294,600 | 357,200 | 406,700 | 420,700 |         |
| 88 | 295,600 | 358,700 | 407,400 | 421,000 |         |
| 89 | 296,600 | 360,000 | 408,000 | 421,300 |         |
| 90 | 297,500 | 361,300 | 408,700 | 421,600 |         |
| 91 | 298,400 | 362,700 | 409,200 | 421,900 |         |
| 92 | 299,200 | 364,100 | 409,900 | 422,100 |         |
| 93 | 299,500 | 365,600 | 410,300 | 422,300 |         |
| 94 | 300,300 | 366,900 | 410,700 | 422,600 |         |
| 95 | 301,000 | 368,200 | 411,000 | 422,900 |         |

再任用  
職員以  
外の職  
員

|     |         |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|
| 96  | 301,800 | 369,400 | 411,300 | 423,100 |
| 97  | 302,600 | 370,400 | 411,600 | 423,300 |
| 98  | 303,400 | 371,400 | 411,900 | 423,600 |
| 99  | 304,200 | 372,400 | 412,200 | 423,900 |
| 100 | 305,000 | 373,400 | 412,400 | 424,100 |
| 101 | 305,900 | 374,300 | 412,600 | 424,300 |
| 102 | 306,400 | 375,300 | 412,900 |         |
| 103 | 306,900 | 376,300 | 413,200 |         |
| 104 | 307,400 | 377,300 | 413,400 |         |
| 105 | 307,600 | 378,100 | 413,600 |         |
| 106 | 308,000 | 379,000 | 413,900 |         |
| 107 | 308,300 | 379,900 | 414,200 |         |
| 108 | 308,600 | 380,900 | 414,400 |         |
| 109 | 308,800 | 381,700 | 414,600 |         |
| 110 | 309,000 | 382,700 |         |         |
| 111 | 309,300 | 383,700 |         |         |
| 112 | 309,600 | 384,700 |         |         |
| 113 | 309,800 | 385,300 |         |         |
| 114 | 310,000 | 386,200 |         |         |
| 115 | 310,200 | 387,100 |         |         |
| 116 | 310,500 | 388,000 |         |         |
| 117 | 310,800 | 388,800 |         |         |
| 118 | 311,100 | 389,500 |         |         |
| 119 | 311,400 | 390,300 |         |         |
| 120 | 311,700 | 391,100 |         |         |
| 121 | 311,800 | 391,700 |         |         |
| 122 | 312,000 | 392,500 |         |         |
| 123 | 312,300 | 393,200 |         |         |
| 124 | 312,600 | 393,900 |         |         |
| 125 | 312,800 | 394,500 |         |         |
| 126 | 313,000 | 395,200 |         |         |
| 127 | 313,300 | 395,700 |         |         |
| 128 | 313,600 | 396,300 |         |         |
| 129 | 313,800 | 397,000 |         |         |
| 130 | 314,000 | 397,600 |         |         |
| 131 | 314,300 | 398,100 |         |         |
| 132 | 314,600 | 398,600 |         |         |
| 133 | 314,800 | 398,900 |         |         |
| 134 | 315,000 | 399,200 |         |         |
| 135 | 315,300 | 399,500 |         |         |
| 136 | 315,600 | 399,800 |         |         |
| 137 | 315,800 | 400,100 |         |         |
| 138 | 316,000 | 400,400 |         |         |
| 139 | 316,300 | 400,700 |         |         |
| 140 | 316,600 | 401,000 |         |         |
| 141 | 316,800 | 401,300 |         |         |
| 142 | 317,000 | 401,600 |         |         |
| 143 | 317,300 | 401,900 |         |         |
| 144 | 317,600 | 402,200 |         |         |
| 145 | 317,800 | 402,400 |         |         |

|           |     |         |         |         |         |         |
|-----------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
|           | 146 | 318,000 | 402,700 |         |         |         |
|           | 147 | 318,300 | 403,000 |         |         |         |
|           | 148 | 318,600 | 403,200 |         |         |         |
|           | 149 | 318,800 | 403,400 |         |         |         |
|           | 150 | 319,000 | 403,700 |         |         |         |
|           | 151 | 319,300 | 404,000 |         |         |         |
|           | 152 | 319,600 | 404,200 |         |         |         |
|           | 153 | 319,800 | 404,400 |         |         |         |
|           | 154 | 320,000 | 404,700 |         |         |         |
|           | 155 | 320,300 | 405,000 |         |         |         |
|           | 156 | 320,600 | 405,200 |         |         |         |
|           | 157 | 320,800 | 405,400 |         |         |         |
|           | 158 | 321,000 | 405,700 |         |         |         |
|           | 159 | 321,300 | 406,000 |         |         |         |
|           | 160 | 321,600 | 406,200 |         |         |         |
|           | 161 | 321,800 | 406,400 |         |         |         |
| 再任用<br>職員 |     | 227,500 | 271,100 | 298,100 | 324,400 | 405,200 |

備考

- 1 この表は、小学校、中学校、特別支援学校又は高等学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。



## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の千葉市職員の給与に関する条例（附則第3項において「改正後の給与条例」という。）別表第2の規定は平成30年4月1日から適用する。

### (適用日前の異動者等の号給の調整)

- 2 平成30年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

### (給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の千葉市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

### (委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

~~~~~

議 案 説 明

人事委員会の勧告に基づき、教育職の職員の給与を改定するため、条例の一部を改正するよう市長に申し出ることについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定により議決を求めます。

平成30年11月12日

平成30年千葉市教育委員会会議第11回定例会

[参考資料]

議案第47号関係 1

千葉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について(議案第47号)

教育総務部教育職員課

1 議案の趣旨

人事委員会の勧告に基づき、教育職の職員の給与を改定するため、条例の一部を改正するよう市長に申し出るものである。

【参考】平成30年職員の給与に関する報告及び勧告(H30.10.4千葉市人事委員会)
教育職給料表については、行政職給料表との均衡を基本に引き上げること。

2 議案の概要

教育職給料表について、行政職給料表の改定状況を考慮して、初任給は1,100円、その他は400円を基本に給料を引き上げる。

【参考】行政職給料表の改定内容
初任給は900円、その他は400円を基本に給料を引き上げる(平均改定率0.2%)

3 施行年月日

公布の日(平成30年4月1日適用)

新旧対照表（千葉市職員の給与に関する条例の一部改正）

千葉市職員の給与に関する条例（昭和26年千葉市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正前

改正後

別表第2

別表第2

教育職給料表

教育職給料表

職 員 の 分 区	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	158,600	172,700	261,100	290,100	406,300
	2	160,100	174,800	263,600	292,700	407,800
	3	161,600	176,900	265,900	295,600	409,300
	4	163,100	179,100	268,200	298,100	410,800
	5	164,800	181,100	270,800	300,600	412,200
	6	166,800	183,300	273,200	303,000	413,600
	7	168,600	185,500	275,400	305,300	415,100
	8	170,400	187,700	277,600	307,700	416,700
	9	172,200	190,000	279,900	310,100	418,100
	10	174,400	192,800	282,200	312,700	419,500
	11	176,400	195,500	284,600	315,400	420,900
	12	178,400	198,200	286,800	318,300	422,200
	13	180,500	201,100	289,200	320,800	423,500
	14	182,700	202,800	291,300	322,800	424,900
	15	184,900	204,500	293,200	324,800	426,300
	16	187,100	206,200	295,200	327,100	427,700
	17	189,400	208,000	297,300	329,200	428,900
	18	192,100	209,700	299,800	331,400	430,200
	19	194,600	211,400	302,300	333,700	431,400
	20	197,100	213,000	305,000	335,800	432,700
	21	199,600	214,800	307,300	338,100	433,800
	22	201,300	216,700	309,900	340,300	435,000
	23	203,000	218,600	312,200	342,600	436,300
	24	204,700	220,500	314,900	344,900	437,600
	25	206,200	222,200	317,500	346,700	438,900
	26	207,800	224,200	319,800	348,500	440,100
	27	209,400	226,200	322,200	350,400	441,100
	28	210,900	228,200	324,400	352,300	442,200

職 員 の 分 区	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	159,800	173,900	262,400	291,300	406,700
	2	161,300	176,000	264,900	293,900	408,200
	3	162,800	178,100	267,200	296,800	409,700
	4	164,300	180,300	269,500	299,300	411,200
	5	166,000	182,300	272,000	301,800	412,600
	6	168,000	184,500	274,400	304,200	414,000
	7	169,800	186,700	276,600	306,500	415,500
	8	171,600	188,900	278,800	308,900	417,100
	9	173,400	191,200	281,000	311,300	418,500
	10	175,600	194,000	283,300	313,900	419,900
	11	177,600	196,700	285,700	316,600	421,300
	12	179,600	199,400	287,900	319,500	422,600
	13	181,700	202,300	290,300	321,900	423,900
	14	183,900	204,000	292,400	323,900	425,300
	15	186,100	205,600	294,300	325,900	426,700
	16	188,300	207,300	296,300	328,200	428,100
	17	190,600	209,100	298,400	330,200	429,300
	18	193,300	210,700	300,900	332,400	430,600
	19	195,800	212,400	303,400	334,700	431,800
	20	198,300	214,000	306,100	336,800	433,100
	21	200,800	215,800	308,300	339,000	434,200
	22	202,500	217,700	310,900	341,200	435,400
	23	204,100	219,600	313,200	343,500	436,700
	24	205,800	221,500	315,900	345,800	438,000
	25	207,300	223,200	318,500	347,500	439,300
	26	208,800	225,200	320,800	349,300	440,500
	27	210,400	227,200	323,200	351,200	441,500
	28	211,900	229,200	325,400	353,100	442,600

29	212.600	230.100	326.700	354.100	443.400	29	213.600	231.100	327.600	354.900	443.800
30	214.300	232.800	328.700	355.900	444.200	30	215.300	233.800	329.600	356.700	444.600
31	216.000	235.500	330.900	357.600	445.000	31	217.000	236.500	331.800	358.400	445.400
32	217.700	238.200	333.100	359.500	445.900	32	218.700	239.200	334.000	360.300	446.300
33	219.200	240.800	335.000	361.000	446.800	33	220.200	241.800	335.800	361.600	447.200
34	220.900	243.600	337.100	362.700	447.300	34	221.900	244.600	337.900	363.300	447.700
35	222.600	246.200	339.200	364.200	447.800	35	223.600	247.200	340.000	364.800	448.200
36	224.300	248.900	341.200	366.000	448.300	36	225.300	249.900	342.000	366.600	448.700
37	225.900	251.400	343.200	367.900	448.800	37	226.900	252.400	344.000	368.500	449.200
38	227.600	253.900	345.100	369.400	449.300	38	228.600	254.900	345.900	370.000	449.700
39	229.300	256.400	347.100	370.800	449.800	39	230.300	257.400	347.900	371.300	450.200
40	231.000	258.700	349.000	372.400	450.300	40	232.000	259.700	349.800	372.900	450.700
41	232.700	261.300	350.700	373.500	450.800	41	233.700	262.300	351.300	374.000	451.200
42	234.500	263.700	352.500	374.900	451.300	42	235.500	264.700	353.100	375.400	451.700
43	236.300	265.900	354.100	376.300	451.800	43	237.300	266.900	354.700	376.800	452.200
44	238.000	268.100	355.800	377.800	452.300	44	239.000	269.100	356.400	378.300	452.700
45	239.900	270.100	357.600	379.300	452.800	45	240.900	271.100	358.200	379.700	453.200
46	241.500	272.300	359.300	380.900	453.300	46	242.500	273.300	359.900	381.300	453.700
47	242.900	274.500	360.700	382.500	453.800	47	243.900	275.500	361.200	382.900	454.200
48	244.500	276.500	362.300	384.000	454.300	48	245.500	277.500	362.800	384.400	454.700
49	245.800	278.700	363.500	385.400	454.800	49	246.800	279.700	364.000	385.800	455.200
50	247.300	280.700	365.000	386.900		50	248.300	281.700	365.500	387.300	
51	248.800	282.600	366.600	388.400		51	249.800	283.600	367.100	388.800	
52	250.300	284.600	368.200	389.800		52	251.300	285.600	368.700	390.200	
53	251.200	286.300	369.700	391.000		53	252.200	287.300	370.100	391.400	
54	252.700	288.700	371.200	392.300		54	253.700	289.700	371.600	392.700	
55	254.100	291.000	372.700	393.400		55	255.100	292.000	373.100	393.800	
56	255.600	293.500	374.200	394.500		56	256.600	294.500	374.600	394.900	
57	256.600	295.500	375.700	395.900		57	257.600	296.500	376.100	396.300	
58	258.000	298.000	377.100	397.100		58	259.000	299.000	377.500	397.500	
59	259.300	300.300	378.500	398.300		59	260.300	301.300	378.900	398.700	
60	260.600	303.000	379.800	399.600		60	261.600	304.000	380.200	400.000	
61	261.900	305.400	380.700	400.800		61	262.900	306.400	381.100	401.200	

再任用職員以外の職員

62	263.100	307.800	381.900	401.800
63	264.400	310.300	383.100	403.200
64	265.500	312.600	384.200	404.500
65	266.600	314.900	385.100	405.700
66	268.100	317.100	386.300	406.800
67	269.500	319.200	387.300	408.000
68	271.000	321.400	388.400	409.100
69	272.700	323.500	389.600	410.100
70	274.200	325.600	390.600	411.300
71	275.700	327.800	391.700	412.500
72	277.100	329.800	392.900	413.700
73	278.100	331.900	393.900	414.300
74	279.400	334.000	395.000	415.100
75	280.700	336.200	396.100	415.800
76	281.900	338.400	397.200	416.300
77	283.200	340.100	398.100	416.600
78	284.400	342.000	399.000	417.000
79	285.600	343.700	400.000	417.400
80	286.800	345.500	401.000	417.800
81	288.000	347.300	401.800	418.100
82	289.000	349.100	402.600	418.500
83	290.200	350.600	403.300	418.900
84	291.400	352.400	404.100	419.200
85	292.400	353.600	404.800	419.500
86	293.400	355.200	405.600	419.900
87	294.100	356.700	406.300	420.300
88	295.100	358.200	407.000	420.600
89	296.100	359.600	407.600	420.900
90	297.000	360.900	408.300	421.200
91	297.900	362.300	408.800	421.500
92	298.800	363.700	409.500	421.700
93	299.100	365.200	409.900	421.900
94	299.900	366.500	410.300	422.200
95	300.600	367.800	410.600	422.500

再任用職員以外の職員

62	263.900	308.800	382.300	402.200
63	265.200	311.300	383.500	403.600
64	266.300	313.600	384.600	404.900
65	267.400	315.800	385.500	406.100
66	268.900	318.000	386.700	407.200
67	270.300	320.100	387.700	408.400
68	271.700	322.300	388.800	409.500
69	273.400	324.200	390.000	410.500
70	274.900	326.300	391.000	411.700
71	276.400	328.400	392.100	412.900
72	277.800	330.400	393.300	414.100
73	278.800	332.500	394.300	414.700
74	280.100	334.600	395.400	415.500
75	281.400	336.800	396.500	416.200
76	282.600	339.000	397.600	416.700
77	283.800	340.700	398.500	417.000
78	285.000	342.600	399.400	417.400
79	286.200	344.300	400.400	417.800
80	287.400	346.100	401.400	418.200
81	288.600	347.900	402.200	418.500
82	289.600	349.700	403.000	418.900
83	290.800	351.100	403.700	419.300
84	292.000	352.900	404.500	419.600
85	292.900	354.100	405.200	419.900
86	293.900	355.700	406.000	420.300
87	294.600	357.200	406.700	420.700
88	295.600	358.700	407.400	421.000
89	296.600	360.000	408.000	421.300
90	297.500	361.300	408.700	421.600
91	298.400	362.700	409.200	421.900
92	299.200	364.100	409.900	422.100
93	299.500	365.600	410.300	422.300
94	300.300	366.900	410.700	422.600
95	301.000	368.200	411.000	422.900

96	301.400	369.000	410.900	422.700
97	302.200	370.000	411.200	422.900
98	303.000	371.000	411.500	423.200
99	303.800	372.000	411.800	423.500
100	304.600	373.000	412.000	423.700
101	305.500	373.900	412.200	423.900
102	306.000	374.900	412.500	
103	306.500	375.900	412.800	
104	307.000	376.900	413.000	
105	307.200	377.700	413.200	
106	307.600	378.600	413.500	
107	307.900	379.500	413.800	
108	308.200	380.500	414.000	
109	308.400	381.300	414.200	
110	308.600	382.300		
111	308.900	383.300		
112	309.200	384.300		
113	309.400	384.900		
114	309.600	385.800		
115	309.800	386.700		
116	310.100	387.600		
117	310.400	388.400		
118	310.700	389.100		
119	311.000	389.900		
120	311.300	390.700		
121	311.400	391.300		
122	311.600	392.100		
123	311.900	392.800		
124	312.200	393.500		
125	312.400	394.100		
126	312.600	394.800		
127	312.900	395.300		
128	313.200	395.900		

96	301.800	369.400	411.300	423.100
97	302.600	370.400	411.600	423.300
98	303.400	371.400	411.900	423.600
99	304.200	372.400	412.200	423.900
100	305.000	373.400	412.400	424.100
101	305.900	374.300	412.600	424.300
102	306.400	375.300	412.900	
103	306.900	376.300	413.200	
104	307.400	377.300	413.400	
105	307.600	378.100	413.600	
106	308.000	379.000	413.900	
107	308.300	379.900	414.200	
108	308.600	380.900	414.400	
109	308.800	381.700	414.600	
110	309.000	382.700		
111	309.300	383.700		
112	309.600	384.700		
113	309.800	385.300		
114	310.000	386.200		
115	310.200	387.100		
116	310.500	388.000		
117	310.800	388.800		
118	311.100	389.500		
119	311.400	390.300		
120	311.700	391.100		
121	311.800	391.700		
122	312.000	392.500		
123	312.300	393.200		
124	312.600	393.900		
125	312.800	394.500		
126	313.000	395.200		
127	313.300	395.700		
128	313.600	396.300		

129	313.400	396.600	129	313.800	397.000
130	313.600	397.200	130	314.000	397.600
131	313.900	397.700	131	314.300	398.100
132	314.200	398.200	132	314.600	398.600
133	314.400	398.500	133	314.800	398.900
134	314.600	398.800	134	315.000	399.200
135	314.900	399.100	135	315.300	399.500
136	315.200	399.400	136	315.600	399.800
137	315.400	399.700	137	315.800	400.100
138	315.600	400.000	138	316.000	400.400
139	315.900	400.300	139	316.300	400.700
140	316.200	400.600	140	316.600	401.000
141	316.400	400.900	141	316.800	401.300
142	316.600	401.200	142	317.000	401.600
143	316.900	401.500	143	317.300	401.900
144	317.200	401.800	144	317.600	402.200
145	317.400	402.000	145	317.800	402.400
146	317.600	402.300	146	318.000	402.700
147	317.900	402.600	147	318.300	403.000
148	318.200	402.800	148	318.600	403.200
149	318.400	403.000	149	318.800	403.400
150	318.600	403.300	150	319.000	403.700
151	318.900	403.600	151	319.300	404.000
152	319.200	403.800	152	319.600	404.200
153	319.400	404.000	153	319.800	404.400
154	319.600	404.300	154	320.000	404.700
155	319.900	404.600	155	320.300	405.000
156	320.200	404.800	156	320.600	405.200
157	320.400	405.000	157	320.800	405.400
158	320.600	405.300	158	321.000	405.700
159	320.900	405.600	159	321.300	406.000
160	321.200	405.800	160	321.600	406.200
161	321.400	406.000	161	321.800	406.400

再任用職員		227,100	270,700	297,700	324,000	>	404,800
-------	--	---------	---------	---------	---------	---	---------

備考

- この表は、小学校、中学校、特別支援学校又は高等学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額、この表の額に7,500円を加算した額とする。

再任用職員		227,500	271,100	298,100	324,400		405,200
-------	--	---------	---------	---------	---------	--	---------

備考

- この表は、小学校、中学校、特別支援学校又は高等学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の千葉市職員の給与に関する条例（附則第3項において「改正後の給与条例」という。）別表第2の規定は平成30年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者等の号給の調整)

- 2 平成30年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の千葉市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

ジョイント行事終了後 アンケート用紙

教育センター

記入日 平成 年 月 日

所属 _____ 氏名 _____ 学年 _____

このアンケートは、テストではありません。あなた自身が普段の生活や学校、友だち、家庭生活などについて、どのように考えどう思っているかを知るためのものです。あなたの考えや思っていることに一番近いものを一つだけ選んで、番号を○でかこんでください。

* あてはまる番号に○印をつけてください。

5とてもそう思う よく(とても)ある	4わりとそう思う すこしある	3どちらでもない	2あまりそう思わない	1全くそう思わない
-----------------------	-------------------	----------	------------	-----------

(やり方の練習)

質問:あなたは泳ぐのが好きですか。

5 ④ 3 2 1

あなたがもし、泳ぐのが「わりと好き」と思うなら、上の番号の4を○でかこんでください。

1.	あなたは自分から友だちにあいさつができますか。	5	4	3	2	1
2.	あなたは、相談できる友だちがいますか。	5	4	3	2	1
3.	あなたは家で手伝いをしていますか。	5	4	3	2	1
4.	あなたは、何事にも前向きに取り組む方ですか。	5	4	3	2	1
5.	あなたは、誰とでも友だちになることができますか。	5	4	3	2	1
6.	あなたは、お父さん・お母さんとよく話をしますか。	5	4	3	2	1
7.	あなたは、運動やゲームで失敗しても、あきらめずに何回も挑戦することができますか。	5	4	3	2	1
8.	あなたは、友だちがいてよかったと思うことがありますか。	5	4	3	2	1
9.	あなたは、休み時間や昼休みにみんなで遊ぶことが好きですか。	5	4	3	2	1
10.	あなたは、自分がまちがったら素直にあやまることができますか。	5	4	3	2	1
11.	あなたは、友だちが困っている時、相談にのったり、助けたりすることができますか。	5	4	3	2	1
12.	あなたは、人に自慢できることがありますか。	5	4	3	2	1
13.	あなたは、友だちから悪い遊びに誘われた時に勇気を持って断ることができますか。	5	4	3	2	1
14.	あなたは、自分でやろうと決めたことを最後までやりとげることができますか。	5	4	3	2	1
15.	あなたは、周りの人に進んで話しかけることができますか。	5	4	3	2	1
16.	友だちが多いほど楽しいと思えますか。	5	4	3	2	1
17.	あなたは、自分のチームに運動が苦手な人がいても、文句をいわず仲良くできますか。	5	4	3	2	1
18.	あなたは、友だちとけんかしても仲直りできますか。	5	4	3	2	1
19.	あなたは、勉強している時に難しい問題がでてきてもあきらめないで取り組むことができますか。	5	4	3	2	1
20.	あなたは、友だちから信頼されていると思いますか。	5	4	3	2	1

うらへつづきます

* あてはまる番号に○印をつけてください。

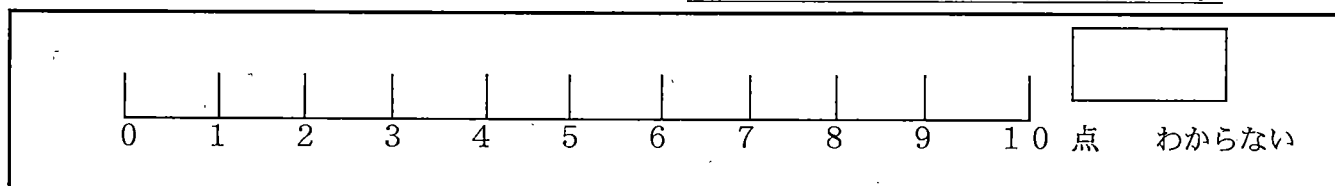
5とてもそう思う よく(とても)ある	4わりとそう思う すこしある	3どちらでもない	2あまりそう思わない	1全くそう思わない
-----------------------	-------------------	----------	------------	-----------

21.	あなたは、運動することが好きですか。	5	4	3	2	1
22.	あなたが困っている時、友だちはあなたを助けてくれますか。	5	4	3	2	1
23.	あなたは、何か悪いと思ったらすぐにとりかかる方ですか。	5	4	3	2	1
24.	あなたは、一人で解決できない問題が起こった場合友だちと協力して解決しようと思えますか。	5	4	3	2	1
25.	あなたは、友だちが失敗してもからかたりしないで見守ってあげられますか。	5	4	3	2	1
26.	あなたは、友だちの意見をきちんと聞くことができますか。	5	4	3	2	1
27.	あなたは、自分に与えられた仕事が終わったら、終わってない友だちを手伝うことができますか。	5	4	3	2	1
28.	あなたは、男女仲良く遊ぶことができますか。	5	4	3	2	1
29.	あなたは、自信を持って自分の意見を言うことができますか。	5	4	3	2	1
30.	あなたは、友だちとの約束を守りますか。	5	4	3	2	1
31.	あなたは、自分に与えられた仕事に進んで取り組みますか。	5	4	3	2	1
32.	あなたは、友だちの考えに左右されずに自分の考えを言うことができますか。	5	4	3	2	1
33.	あなたは、気持ちの悪くなったお友だちがいたら、保健室などに連れて行きますか。	5	4	3	2	1
34.	あなたは、自分にとって難しいと思うことでも、がんばって挑戦しようと思う方ですか。	5	4	3	2	1
35.	あなたは、何かをしようとする時、目標を決めて取り組みますか。	5	4	3	2	1

この行事に参加した後の、今の気持ちは……今の自分を振り返る

* 今のあなたの気持ちを10点満点であらわすと、何点になりますか？

最も悪い状態を0点。一番良い状態は10点です。あてはまるところに○印をつけてください。



参加して思ったこと、気づいたこと、自分がかんばったこと、仲間の様子を見て、気づいたことを記入してください。

ハッピーキャンプアンケート（保護者用・事前）

名前 _____

このアンケートは、ハッピーキャンプに参加する前と後に記入するものです。
質問は全部で10問です。あてはまる項目を一つ選び、○で囲んでください。

質問		項目					
生活	①	荷物の整理整頓やし入れをすることができる。	とてもよくできる	よくできる	まあまあできる	あまりできない	できない
	②	自分で身支度（着替え、ベットメイク等）をすることができる。	とてもよくできる	よくできる	まあまあできる	あまりできない	できない
	③	マナーを守って食事をする事ができる。	とてもよくできる	よくできる	まあまあできる	あまりできない	できない
	④	係の仕事（そうじ、集いの司会等）を責任もってできる。	とてもよくできる	よくできる	まあまあできる	あまりできない	できない
	⑤	公共の施設をマナー良く使うことができる。	とてもよくできる	よくできる	まあまあできる	あまりできない	できない
対人	⑥	人とトラブルなく仲良く過ごすことができる。	とてもよくできる	よくできる	まあまあできる	あまりできない	できない
	⑦	みんなと一緒に行動することができる。	とてもよくできる	よくできる	まあまあできる	あまりできない	できない
行動	⑧	自分から進んで人と関わることができる。	とてもよくできる	よくできる	まあまあできる	あまりできない	できない
	⑨	活動の見通しをもって進んで行動することができる。	とてもよくできる	よくできる	まあまあできる	あまりできない	できない
	⑩	困ったときに先生に相談したり、助けを求めたりできる。	とてもよくできる	よくできる	まあまあできる	あまりできない	できない
ハッピーキャンプに対する感想や要望等をご記入ください。							

ハッピーキャンプアンケート（保護者用・事後）

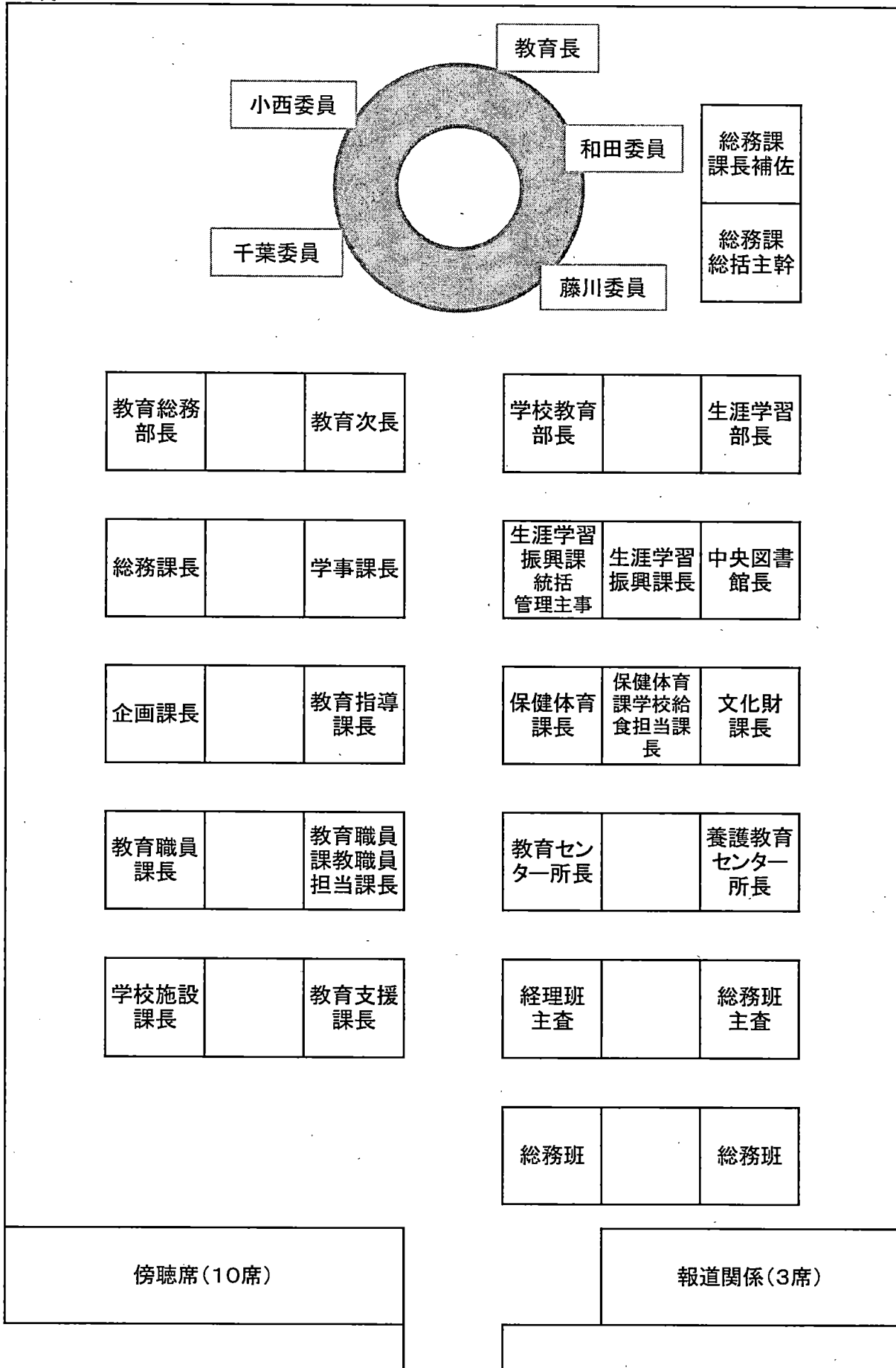
名前 _____

このアンケートは、ハッピーキャンプに参加する前と後に記入するものです。
質問は全部で10問です。あてはまる項目を一つ選び、○で囲んでください。

質問		項目					
生活	①	荷物の整理整頓やし入れをすることができる。	とても よくで きる	よくで きる	まあま あでき る	あまり できな い	できな い
	②	自分で身支度（着替え、ベットメイク等）をすることができる。	とても よくで きる	よくで きる	まあま あでき る	あまり できな い	できな い
	③	マナーを守って食事をする事ができる。	とても よくで きる	よくで きる	まあま あでき る	あまり できな い	できな い
	④	係の仕事（そうじ、集いの司会等）を責任もってできる。	とても よくで きる	よくで きる	まあま あでき る	あまり できな い	できな い
	⑤	公共の施設をマナー良く使うことができる。	とても よくで きる	よくで きる	まあま あでき る	あまり できな い	できな い
対人	⑥	人とトラブルなく仲良く過ごすことができる。	とても よくで きる	よくで きる	まあま あでき る	あまり できな い	できな い
	⑦	みんなと一緒に行動することができる。	とても よくで きる	よくで きる	まあま あでき る	あまり できな い	できな い
行動	⑧	自分から進んで人と関わることができる。	とても よくで きる	よくで きる	まあま あでき る	あまり できな い	できな い
	⑨	活動の見通しをもって進んで行動することができる。	とても よくで きる	よくで きる	まあま あでき る	あまり できな い	できな い
	⑩	困ったときに先生に相談したり、助けを求めたりできる。	とても よくで きる	よくで きる	まあま あでき る	あまり できな い	できな い
ハッピーキャンプに対する感想や要望等をご記入ください。							

教育委員会会議第11回定例会座席表

11月12日



教育長

小西委員

和田委員

総務課
課長補佐

千葉委員

総務課
総括主幹

藤川委員

教育総務部長		教育次長
--------	--	------

学校教育部長		生涯学習部長
--------	--	--------

総務課長		学事課長
------	--	------

生涯学習振興課統括管理主事	生涯学習振興課長	中央図書館長
---------------	----------	--------

企画課長		教育指導課長
------	--	--------

保健体育課長	保健体育課学校給食担当課長	文化財課長
--------	---------------	-------

教育職員課長		教育職員課教職員担当課長
--------	--	--------------

教育センター所長		養護教育センター所長
----------	--	------------

学校施設課長		教育支援課長
--------	--	--------

経理班主査		総務班主査
-------	--	-------

総務班		総務班
-----	--	-----

傍聴席(10席)

報道関係(3席)